## 自治会等に関する調べ

# 記入の手引き

, 各まちづくりセンターにて 出張受付を実施します。 ぜひご利用ください。P2参照



## 提出期限 | 令和 6年 5 月 13 日 (月)

所沢市役所 地域づくり推進課

- 〒 359-8501 所沢市並木 1-1-1
- **3** 04-2998-9083
- a9083@city.tokorozawa.lg.jp



▲所沢市のホームページから書類をダウンロードできます

## 目次

提出書類の種類と提出方法	1
提出する書類 提出方法 出張受付の日程	1
自治協力報償金について	3
自治協力報償金とは	3
自治協力報償金の算出方法	3
よくある質問	
団体情報までの部分	5
代表者情報	6
自治会等の口座情報	6
関連情報	7
市からの回覧文書の送付先	8
個人情報の取扱いについて	9

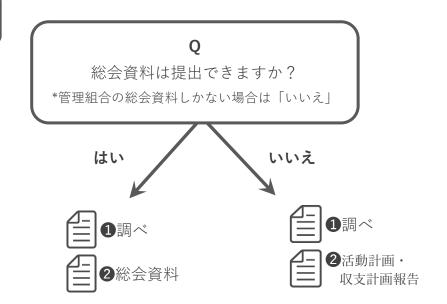
### 提出書類の種類と提出方法

#### ●提出する書類

- 1 自治会等に関する調べ 兼 口座振替依頼書
- ② 自治会の加入世帯数・活動状況がわかる書類 (総会資料または「自治会等 活動計画・収支計画 報告書」)

総会資料を提出できる場合には総会資料を、総会資料の提出が難しい場合 または 管理組合の総会資料しかない場合は「自治会等 活動計画・収支計画 報告書(様式あり)」をご提出ください。自治協力報償金(P.3参照)を支給させていただくにあたり、加入世帯数や活動状況を確認するために【①活動報告 or 活動計画】【②収支決算 or 収支予算】の部分を確認させていただきます。

#### 提出書類の フローチャート



#### ●提出方法

提出先 | 地域づくり推進課(市役所5階) または 各まちづくりセンター (\*まちづくりセンター | 出張受付の時以外は受け取りのみ)

提出期限 | 令和6年5月13日(月)

#### ●出張受付の日程

下記の日程で地域づくり推進課の職員が各まちづくりセンターにて書類の受付業務を行います。「書類の書き方がわからない」「質問したいことがある」などの場合にも、お気軽にご利用ください。

\*下記日程以外でも、地域づくり推進課(市役所5階)では常時受付をしております。

No.	日時			場所	
1	4月25日	(木)	9:30-11:30	山口まちづくりセンター	学習室1号
2	4月25日	(木)	14:00-16:00	富岡まちづくりセンター	会議室1号
3	4月26日	(金)	9:30-11:30	小手指まちづくりセンター	学習室3号
4	4月26日	(金)	14:00-16:00	三ケ島まちづくりセンター	学習室2号
5	5月7日	(火)	9:30-11:30	新所沢東まちづくりセンター	研修室4号
6	5月7日	(火)	14:00-16:00	吾妻まちづくりセンター	会議室
7	5月8日	(水)	9:30-11:30	新所沢まちづくりセンター	学習室1号
8	5月8日	(水)	14:00-16:00	並木まちづくりセンター	研修室2号
9	5月9日	(木)	9:30-11:30	所沢まちづくりセンター	学習室3号
10	5月9日	(木)	14:00-16:00	柳瀬まちづくりセンター	学習室1号
11	5月10日	(金)	9:30-11:30	松井まちづくりセンター	会議室1号
12	5月10日	(金)	14:00-16:00	小手指公民館分館	研修室

## 自治協力報償金について

#### ●自治協力報償金とは

市政運営への次の協力を行う自治会・町内会に対する報償金です。ご提出いただいた「自治会等に関する調べ 兼 口座振替依頼書」の内容に基づいて、8月下旬に交付します。 (※別途、申請書のご提出は不要です。)

#### ①市との連携及び連絡調整

- ②市が主催する事業への参加促進
- ③地域の課題解決のための市との連携
- ④市政情報の伝達

#### 具体例

- → 各種委員の推薦や会議への参加など
- → 防災訓練や環境美化の日への参加など
- → 防犯灯の維持管理に関することなど
- → 行政回覧など

#### ●自治協力報償金の算出方法※

<加入世帯 49 世帯までの場合>	一律 45,000 円
<加入世帯 50 世帯以上の場合>	基本額 20,000 円 +(加入世帯×700 円) 加算額 未加入世帯への回覧数×300 円

※令和6年度より算出方法が下記の通り変更となりました。

#### 令和5年度(年額)

<加入世帯 49 世帯までの場合> 一律 35,000 円

<加入世帯 50 世帯以上の場合> 基本額 15,000 円+ (加入世帯×500 円) 加算額 未加入世帯への回覧数×300 円

#### 令和6年度(年額)

<加入世帯 49 世帯までの場合> 一律 45,000 円 ※10,000 円増額

<加入世帯 50 世帯以上の場合> 基本額 20,000 円 +(加入世帯×700 円) 加算額 未加入世帯への回覧数×300 円 ※基本額 5,000 円+ (加入世帯×200 円)

増額

## よくある質問

- (9) 自治協力報償金の使い方に制限はあるの?
- A 交付された報償金の用途は、自治会・町内会の中で決めていただいてかまいません。 自治会・町内会の活動を周知する広報や加入促進を呼びかける費用、お祭りや敬老 会、運動会といった会主催の事業経費など様々に活用できます。また、役員の方々は 自治会活動のために通信費や交通費などの負担が多いことから、ルールを明確にし て、相応の額を支払っている自治会・町内会もあります。
- **Q**なぜ総会資料を提出しないといけないの?
- (A) 報償金の支出にあたり、加入世帯や活動内容を把握する必要があります。一般的に総会資料には、そうした内容の記載があるものと考え、皆様の事務負担軽減にもつながることから、ご協力をお願いするものです。なお、ご提出いただいた総会資料には個人情報が含まれる場合もあることから、市で適正に管理いたします。

なお、総会資料の提出が難しい場合 または 管理組合の総会資料しかない場合には、「自治会等 活動計画・収支計画 報告書」をご提出ください。

- **Q** 昨年と口座名義が変わらないときは、用紙に記入しなくていいの?
- (A) いいえ。変更の有無にかかわらず記入をお願いします。
- ② 総会が5月下旬にあるので、提出が切に間に合いません。どうしたらいいですか? 提出期限を過ぎてもかまいません。地域づくり推進課へご一報の上、総会が終わり次第ご提出ください。なお、「自治会等に関する調べ」の提出が遅れると、回覧送付先が変更されないため、前年度の送付先へ発送されます。「自治会等に関する調べ」の提出前に回覧物の送付先の変更を希望される場合は、地域づくり推進課までご連絡ください。また、提出期限を過ぎた場合、自治協力報償金の振込が遅れることがございます。

#### 自治会等に関する調べ 兼 口座振替依頼書 の書き方

#### ●団体情報までの部分



No.	項目名	書き方など
1	日付	記入日をご記入ください。
2	団体名	自治会・町内会の名称をご記入ください。
3	掲示板の設置数	自治会・町内会で設置している掲示板の数をご記入くだ
		さい。
4	加入世帯数	自治会・町内会に加入している令和6年4月1日現在の
		世帯数をご記入ください。報償金の算定基礎になりま
		す。
(5)	自治会未加入で回覧	自治会・町内会には未加入で、回覧のみ実施している世
	のみ実施している世	帯があれば、その世帯数と回覧の実施方法をご記入くだ
	帯数	さい。報償金の算定基礎になります。
6	回覧文書の必要枚数	市からの回覧物(行政回覧)は、ここにご記入いただい
		た枚数を送付します。

#### ●代表者情報



No.	項目名	書き方など
1	氏名	代表者の氏名をご記入ください。
2	電話	代表者の電話番号をご記入ください。
3	役職名	「会長」「区長」など、代表者の役職をご記入ください。
4	在職年数	代表職を務めている年数をご記入ください。
(5)	住所	代表者の住所をご記入ください。
6	E-mail (任意)	代表者のメールアドレスをご記入ください。定例的な業務では利
		用しませんが、個別の連絡に利用することがあります。

※個人・事業者等から、代表者情報について照会がある場合があります。9ページの「個人情報の取扱いについて」をご確認ください。

#### ●自治会等の口座情報



No.	項目名	書き方など
1	金融機関名	金融機関名と支店名をご記入ください。
2	預金種目	一般的な総合口座の場合は「普通」です。
3	口座番号	7桁の口座番号をご記入ください。

No.	項目名	書き方など
4	口座名義	役職名の漏れなどがないように、正確に口座名義をご記入くだ
		さい。通帳に正確な口座名義が記載されている場合が多いで
		す。
(5)	登録/変更希望日	代表者の交代などにより口座情報(名義など)が変更になる場
		合には、変更希望日をご記入ください。金融機関に変更を届け
		る日と同日が好ましいです。
		* 5 月末までは前年度申請分の補助金等(集団資源回収事業報
		償金など)が振り込まれる場合があるので、指定がない場合
		は6月1日付けで市の口座情報を変更します。

#### 注意 | ゆうちょ銀行を指定する場合

通帳を開いた2ページ目に振り込み依頼用の支店名・口座番号が記載されていることが 多いです。わからない場合は「記号(5桁) - 番号(8桁)」をご記入ください。

□ この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は

次の内容をご指定ください

【店名】一九八 (読み イチキユウハチ)

【店番】198【預金種目】普通預金【口座番号】0123456

▲このように書いてある場合が多いです(通帳2ページ目)

#### ●関連情報

●関連情報				
会計担当者氏名	所沢 花子	1	電話	04-2998-9491
その他連絡先(任意記入) *副会長・自治会館など	副会長 所沢 三郎	2	電話	090-2998-1112

No.	項目名	書き方など
1	会計担当者	口座名義に会計者名が入っている場合には必ずご記入ください。
2	その他連絡先	代表者へ連絡がつかない場合などに利用します。

#### ●市からの回覧文書の送付先

r i	の回覧文書の送付先 	宛名	所沢 三郎	
電話	090-2998-1112	住所	〒359- <b>0002</b> 所沢市 <b>並木 5-5-5</b>	
	地域	づくり推進	<b></b> <b>注課</b> (04-2998-9083)	裏面あり

No.	項目名	書き方など
	宛名 / 住所 /	代表者の自宅以外に送付希望の場合のみ、ご記入ください。
	電話番号	

#### 注意 | 回覧物以外の文書の送付について

ここで指定できるのは「回覧文書」の送付先のみです。回覧文書以外の市からの通知な どは代表者へ送付いたしますのでご注意ください。

## 個人情報の取扱いについて

「自治会等に関する調べ 兼 口座振替依頼書」に記入していただいた個人情報は、地域づくり推進課が管理し、下記のとおり取り扱いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 なお、利用目的が下記の目的以外の場合は、代表者に提供の可否を確認いたします。

記

1 個人情報の内容

「自治会等に関する調べ 兼 口座振替依頼書」に記載している全ての内容

- 2 利用目的
- (1) 本市が事業等で個人情報を用いる必要があるとき (例) 工事等の情報提供 / 各種回覧物の発送 / 依頼、案内等の通知 など
- (2) 国・県の機関や、埼玉西部消防組合・社会福祉協議会などの公共的団体から事業のための照会があり、市が利用を認めるとき
- (3) 個人・事業者等に個人情報を提供するとき 以下の目的で照会があった場合情報提供します。
  - ①自治会加入者の仲介をするため(代表者への相談等)
  - ②自治会入退会希望者・集会施設利用希望者の仲介をするため
  - ③施工業者が工事内容を周知するため
    - (例) 通行止めの案内・承諾 / 工事内容の説明 など
  - ④不動産業者が入居者に対し、自治会・町内会情報を提供するため
    - (例) 会費について / ごみ集積所の利用 / 地域の行事 など
- (4)上記のほか、地域住民の生命、生活、財産の保護等を目的とする請求に基づき、連絡 先等を提供するとき
- 上記(3)について、利用目的内においても、その都度代表者に個人情報提供の可否の確認 を希望される場合は、代表者名とその内容について記入をお願いいたします。

氏名: 確認を希望する内容:

「自治会等に関する調べ 兼 口座振替依頼書」 の裏面と同様の内容です。